

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	瀬之間 康 浩
同	麓 理 恵

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年6月11日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

1 手数料の徴収について

本件請求において請求人は、「電子的手続きでは手数料が発生しない」として、「手数料の不正徴収が発生した」と述べています。

しかし、本件に関連すると思われる「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（以下、「情報公開条例」という。）について確認したところ、情報公開条例の一部を改正する条例（令和4年12月28日施行）において、情報公開条例第18条第1項に「写しの交付を受けるものは、別表に定める額の手数料を納めなければならない。」、また、別表に「ページ数がある電磁的記録 1ページにつき10円」等規定され、令和5年(2023年)4月1日から施行されたことが認められるため、条例どおりに手数料を徴収しているのであれば、当該手数料の徴収は違法又は不当な財務会計上の行為と認める根拠がありません。

なお、請求人は所管部署に対し「手数料が不当でない理由を説明する機会を与えてください」と述べていますが、制度に関する意見及び問合せは住民監査請求の対象とはなりません。

2 条例の改正等について

請求人は自らの考えに基づき手数料徴収が不当であるとし、「DX は手数料が発生しないので、手数料の徴収は間違い」であるため「条例を改訂しなければいけません」等と主張していますが、いずれも現行の情報公開条例が不当であるとする意見又は同条例の改正を求める意見であると解されます。条例の制定等は、地方公共団体の議会で審議・決定される行政運営上の行為であり、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為ではありません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。